

宿所提供施設について

●宿所提供施設の目的

宿所提供施設は、生活保護法第38条第6項に基づく保護施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的としています。

現在は、親族不和などの家庭内問題・り災・立ち退き等緊急入所需要の増加に対応するため、緊急一時保護利用に特化して運営しています。

●対象となる方

社会福祉法第14条に定める福祉に関する事務所の長（福祉事務所）が、施設の利用を認めた者。

●利用期間

原則として3か月以内（最長12か月）

●居室

世帯の構成員数によって、1Rから3DKまでの広さの居室があります。

●施設一覧（令和6年4月1日現在）

施設名	利用対象者	利用定員（世帯）	指定管理者
小豆沢荘	家族・単身者	85（45）	（社福）特別区社会福祉事業団
西新井栄荘	家族・単身者	66（32）	（社福）特別区社会福祉事業団
淀橋荘	家族・単身者	42（27）	（社福）特別区社会福祉事業団
葛飾荘	家族・単身者	50（40）	（社福）特別区社会福祉事業団
江東荘	家族・単身者	60（59）	（社福）新栄会
新幸荘	家族・単身者	134（75）	（社福）特別区社会福祉事業団
東が丘荘	家族・単身者	80（50）	（社福）東京援護協会
南千住荘	家族・単身者	49（28）	（社福）新栄会
一之江荘	家族・単身者	70（32）	（社福）新栄会